

壱岐市農業委員会定例会（平成29年1月）

議 事 録

1. 開催日時 平成29年1月27日（金） 午前9時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
3. 出席委員 …… 農業委員会長 外 農業委員 28名
4. 欠席委員 …… 委員
5. 事務局職員 事務局長 …… 主事 ……
6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 …… 委員 …… 委員
 - 第2. 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 壱岐農業振興地域整備計画変更（編入）に対する意見について
 - 議案第4号 壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について
 - 議案第5号 壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について
 - 議案第6号 農地中間管理事業農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第7号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について
 - 議案第8号 農地の賃借料情報の提供について
 - 議案第9号 農地利用状況調査に係る非農地の判断について

7. その他

開 会 （ 午 前 9 : 0 0 ）

事務局 皆さん、お早うございます。定刻になりましたので、只今から平成29年1月の農業委員会の総会を開会いたします。

本日は、……委員さんより欠席の届けが出ております。

本日の出席委員は30名中29名で定数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、……会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長 【会長挨拶】

それでは、座らせて頂き、これより議事に入たいと思います。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会

議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させていただきます。よろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、・番・・委員、・番・・委員をお願いをいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局、・・主事を指名いたします。

それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が2件、使用貸借が1件あがっております。受け手は全て個人ですので農業生産法人要件の適用はありません。また、農地を売り渡すこと等を目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、信託要件の適用もありません。それから、売買、使用貸借ですので、又貸し、転貸禁止要件にも当たりません。

従いまして、全部効率利用要件、取得しようとする者が農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。それと、農作業常時従事要件、取得側が年間150日以上従事していること。下限面積要件、取得後の面積が50アール以上かどうか。地域との調和要件、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないか、というような4つのことを審議して頂くこととなります。

1番 土地の所在

芦辺町深江南触・・・ 田 1, 754㎡

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

経営地は田が5, 852㎡ 畑が1, 086㎡ 計6, 938㎡です。

申請理由、譲渡人、相手方の要望により売却する。

譲受人、自己農地の隣接地であり、買い受けて耕作に従事する。ということ。権利の設定内容は売買です。

「全部効率利用要件」、主な作付けは水稻・野菜です。農機具はトラクター、バインダー、ハーベスター、軽トラックです。田植は委託をされてあります。農作業暦は本人、妻共に50年、子20年です。通作距離は1.5kmほどです。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、法人の構成員として、煙草を作付ける予定で

あり周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

1月17日に・・・委員さんと譲り受け人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの報告を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら、議長。

議長 はい、一番・・・委員。

・・・委員 只今、事務局の方からご説明があった通りでございますけれども、1月17日に・・・さんと同伴致しまして、現地を確認いたしました。現地は21型圃場整備地区内でございます、・・・さんと・・・さんの圃場が隣接をいたしております。圃場は・・・地区の生産組合が管理をされておる所でございます。この譲渡理由では、譲渡人から相手方の要望という状況になっておりますが、実際は反対でございまして、譲渡人が是非、買って頂けないだろうかという状況の中で、・・・さんは購入を判断したという事でございます。・・・さんは、福岡の方におられまして、耕作をされておられません。そういった事で・・・さんが購入して一緒に管理したいという事でございますので、よろしくご承認をお願いしたいと思います。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、1番は決定いたします。

続きまして、2番の説明を求めます。

事務局 はい、2番 土地の所在、
芦辺町箱崎中山触・・・・田 657㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は田が6,102㎡ 畑が1,772㎡ 計7,874㎡です。

申請理由、譲渡人、相手方の要望により売却する。

譲受人、現に耕作しており、買い受けて引き続き耕作に従事する。ということ。

権利の設定内容は売買です。

「全部効率利用要件」、主な作付けは水稻・飼料です。農機具は、トラクター、軽トラックです。田植機、コンバインは共同のものを利用してあります。農作業暦は本人が20年、母46年です。通作距離は1.3kmほどです。これらの状況から、「全体的な有効利用、効率的利用」は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今までどおり水稻を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

1月16日に・・・委員さんと譲受人のお母さん立ち会いの下、現地確認を行ないました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。
・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 只今、説明がありました通りでございます。何の意見申をする必要はないと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、何かご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、2番も決定いたします。

続きまして、3番の説明を求めます。

事務局 はい、3番 土地の所在、

石田町石田東触・・・	畑	281m ²
同じく	畑	201m ²
同じく	畑	72m ²
同じく	畑	79m ²
石田町筒城西触・・・	田 1,	791m ²
同じく	畑 1,	132m ²
同じく	畑 2,	242m ²
同じく	畑 2,	029m ²
同じく	田	695m ²
石田町筒城西触・・・	畑 1,	891m ²
同じく	田 1,	047m ²
同じく	田	99m ²
同じく	畑	371m ²
同じく	畑	261m ²
同じく	畑	238m ²
石田町筒城東触字・・・	田	483m ²
同じく	田	389m ²
同じく	畑	296m ²
同じく	田	971m ²
同じく	畑	282m ²
同じく	田 1,	046m ²
石田町筒城東触・・・	田	199m ²

同じく 田 6 7 4 m²

同じく 田 5 5 2 m²

石田町筒城東触・・・ 田 6 5 0 m²

田が 1 2 筆で 8, 5 9 6 m²、畑が 1 3 筆で 9, 3 7 5 m²計 2 5 筆の 1 7, 9 7 1 m²

貸付人、・・・・・・・・・・

借受人、・・・・・・・・・・

経営地は田が 1 4, 3 5 1 m² 畑が 9, 3 7 5 m² 計 2 3, 7 2 6 m²です。

申請理由、貸付人、農業者年金受給に係る経営継承のため、後継者へ貸し出す。借受人、農業経営を引き継ぎ、耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は使用貸借です。

「全部効率利用要件」、主な作付けは水稻、葉タバコです。農機具は、トラクター、田植機、ハーベスター、バインダー、AP1、軽トラックです。農作業暦は本人が 1 6 年、父 4 6 年、母 3 9 年です。これらの状況から、「全体的な有効利用、効率的利用」は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、世帯内の移動で作付けも今までどおりですので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

1 月 1 7 日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行ないました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。
・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 ・・・でございます。1 7 日に事務局と現地を確認いたしました。事務局の説明の通りであります。・・・家は親子 3 代健在で、葉たばこ、ハウス、水稻を営んでおられ、子供さんは地域の担い手として頑張っておられるので問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、3 番も決定いたします。

それでは、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

1 番 土地の所在

郷ノ浦町志原西触・・・ 畑 1, 975 m²

転用目的 駐車場用地

賃貸人、・・・・・・・・・・

賃借人、・・・・・・・・・・

申請理由 現在の駐車場が工場施設の拡張に伴い使用できなくなるため、申請地を賃借し、新たに駐車場として利用したいので申請します。というものです。権利の設定内容は賃借権です。農振農用地区域外の農地で農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断いたしております。位置図、写真、配置図は4頁から6頁です。1月17日に・・・委員さんと従業員でもあります貸付人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 担当の・・・です。17日に事務局の方と現地確認を行いました。一応、現在、工場の中に駐車場として使用してある所を施設の拡張で利用出来なくなるので、新たな駐車場がどうしても必要ですからお願いしますという事でしたので、ご審議の程よろしくお願いします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第2号は意見を付して進達いたします。

続きまして、議案第3号「老岐農業振興地域整備計画変更（編入）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 7頁をお願いします。

議案第3号 「老岐農業振興地域整備計画変更（編入）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域編入申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

1 番 土地の所在

芦辺町箱崎大左右触触・・・ 田 577 m²

同じく 田 1, 897 m²

計 2筆で2, 474 m²

目的 農用地区域へ編入

申請人・・・・・・・・・・

理由 水はけが悪く耕作できないため、平成29年度に国の基盤整備事業を実施したいので、農振農用地への編入を申請します。というものです。位置図、写真は8頁から9頁です。

1月17日に・・・委員さんと現地確認を行ないました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 当該地は、遊休農地解消対策班の会議の折に、皆さん方と検討した、この地域でございます。ここは近年の地球温暖化で海面上昇によりまして、大変湿田となっております、どうしても耕作ができなくなりまして、これをやはり農地にする為には、国、県の事業で何とか改良していこうという事ですが、これが農振地域でなかったものですから一応、農振地域に編入をして国、県の事業になると、これは親族の方がお借りになって、この事業を実施するという事で進めておる所でございます。よろしくご検討をお願いします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第3号は意見を付して回答いたします。

続きまして、議案第4号「壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、10頁をお願いします。

議案第4号 「壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の除外申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

1番 土地の所在、

郷ノ浦町庄触・・・の一部 田 729㎡のうち496㎡

除外目的、住宅用地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由、父母と同居し介護するため、申請地にバリアフリーの居宅を建築したいので、農用地区域からの除外を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は11頁から13頁です。1月17日に・・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 担当の・・・です。11頁の図面をみて頂ければわかると思いますが、現在、ここに・・・と書いてありますが、こちらに今本家が建っておりますが、築年数が60数年でかなり老朽化という事で、本当はここに住宅を建てる予定でしたが、この家の後側が高さが8m位ありまして、現況の建築許可

ではとれないという事で、そうなる手前に自宅を譲ったら庭のスペースも駐車場のスペースも何もならないという事で、新規に自宅の入り口の水田を住宅に建て替えたいという事でしたので、これは無理だろうなという事で、現在、お母さん、息子さん達と3世代の住宅ですので現況では一寸無理かなという事で、下の水田を住宅地に変えたいという事でした。そういう事で皆さん方のご審議をよろしくお願いしたいと思います。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第4号の1番は意見を付して回答いたします。

続きまして、2番の説明を求めます。

事務局 はい、2番につきましては、農振農用地区域外の農地へ変更したいという事で1月18日に除外申請の取下げ願が提出されましたので、この件につきましては、審議の必要はございませんので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議案第5号「沓岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、17頁をお願いします。

議案第5号 「沓岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条同法施行令第10条の規定により次の農業振興地域内農用地区域の用途区分変更申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

1番 土地の所在、

勝本町大久保触字・・・畑 1, 313㎡

変更の内容、農業用施設用地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由、申請地に50頭規模の牛舎、堆肥舎、管理舎を建築したいので、用途区分の変更を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は18頁から20頁です。1月17日に・・・委員さんと現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 申請地に畜産クラスター事業によりまして、50頭規模の牛舎を建築したいという事でございます。代表取締役は郷ノ浦町の方で距離的に管理面等一寸、心配した訳でございましたけども使用管理につきましては、地元の・・・さん夫婦であられるという事でございまして、問題はなかろうかというふうに思っております。この地域一帯は一部耕作されておりましたけれど、かなり荒れたような状況でございまして、区分変更には問題はないかと思えます。よろしくお願いいたします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第5号は意見を付して回答いたします。

続きまして、議案第6号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第6号と議案第7号は関連がございますので、一括して説明させていただきます。21頁をお願いします。議案第6号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められております。22頁～23頁の平成29年1月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積計画（公社借入分）の一覧表のとおりでありまして、再度21頁をお願いします。長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃借権設定、5年間のものでも田が4筆で1,798㎡、10年間のものでも田が23筆で23,336㎡、畑が1筆で909㎡、計24筆で24,245㎡、合計28筆で26,043㎡、使用貸借設定5年間のものでも田が3筆で3,725㎡ 10年間のものでも田が4筆で3,657㎡、合計が7筆で7,382となっております。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

24頁をお願いします。議案第7号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定により意見を求められております。25頁～26頁の平成29年1月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）についての一覧表のとおりでありまして、再度24頁をお願いします。計画（案）につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案は、議案第6号で説明いたしました通りであります。

この計画（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第6号の農用地利用集積計画の公告と、本配分計画案の決定は、同時施行といたします。

これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、この件につきまして何かご意見ございましたら【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第6号議案第7号は決定いたします。

それでは、議案第8号「農地の賃借料情報の提供について」を議題といた

します。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、27頁をお願いします。

議案第8号「農地の賃借料情報の提供について」農地法第52条の規定により、農業委員会は地域ごとにおける賃借料情報の提供を行う必要があり、平成28年1月から12月までの農業経営基盤強化促進法による利用権設定並びに農地中間管理事業の推進に関する法律による中間管理権設定の情報をもとに新たな賃借料情報を作成したため、この議案を提出する。「壱岐市農地賃借料情報」として、ホームページ等でも公表いたします。

10a当りの賃借料です。

田、幡鉾川流域総合整備事業の基盤整備地区では、平均が20,400円、最高額が40,000円、最低額が6,000円です。データ数は173件です。その他の地区が平均で7,000円、最高額が50,000円、最低額が100円です。データ数は733件です。

畑、幡鉾川流域総合整備事業の基盤整備地区では、平均が18,000円、最高額が30,000円、最低額が12,000円です。データ数は7件です。その他の地区で平均が4,200円、最高額が20,000円、最低額が500円です。データ数は302件です。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、この件につきまして何かご意見ございましたら【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第8号は決定いたします。

続きまして、議案第9号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは28頁をお願いします。「議案第9号 農地利用状況調査に係る非農地の判断について」

遊休農地が農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かについて、審議のうえ決定の要がある。

1 農業委員会は、利用状況調査の結果をもとに、下記の条件に該当する農地であるか定例会で判断を行う。

農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないものとする。

ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合

イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

2 農業委員会は、1において「農地」に該当しないと判断された場合、総会での議決を経て所有者に対し「非農地通知書」を県、市、法務局の関係機関に対し「非農地通知一覧表」を送付しその後 農地基本台帳の整理を行います。

29頁～74頁迄に担当委員さん方に対象地の現況確認と非農地の判断を行っていただきました結果を掲載しております。

今回、非農地と判断されたものは1,464筆で68.08haとなっております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、この件につきまして、何かございませんか。

・・委員 議長。

議長 はい、・番・・委員。

・・委員 先般のあの本調査は、急きょ8月頃提出となりましたよね。だから農業委員さん方も大変暑い中、努力をされてみてある訳ですが、やはり完全に中々そう細かくはみる所もあるでしょうし、今後これが農地でなくなる為の問題については、やはり個人に一応通知をされて、そして判断を仰ぐ訳ですもんね。それによって農地以外への除外という事になるかと思いますが、今後雨等により災害が起こった場合、荒れている所は、農地災害にはならない訳ですが、場所によっては、そういう農地災害法の適用を受けないとかその他農地でない事業の対応ができないという事になる事も十分、所有者には指導して頂きながら農業委員さん方はずっと現場をサットみてもらってありますから、それは具体的にそう細かくまで出来ない訳ですからその辺は十分にご検討を願って、それぞれの農業委員さん方にその何（責任）がこないように十分に委員会として、また農林課、振興局とも検討をしながら適切にご指導をお願いしたいと思います。

事務局 議長

議長 事務局

事務局 只今の・・委員さんからのご意見ですけど、一応、今から所有者等に対しまして、非農地通知書を発送の準備を行いまして発送をいたしますが、その中でやっぱり、ここは農地として山林のようになっていないというご意見等もあろうかと思えます。その場合は本人様の意向で農地として利用したいという事であれば、農地として利用されて結構ですというお話をします。ただ農業委員会の台帳からは落とす事によりまして、皆様方の次年度以降の農地の利用の調査は、無くなって参りますから、軽減になろうかとも思っておりますけど、やはりそういった事で色んなご意見があった場合には、必ずしもその通りではないという事での説明を致しておりますので、ご理解願います。

議長 よろしいでしょうか。

・・委員 議長。

議長 はい、・番・・委員。

- ・委員 特にご高齢の方80以上位の方々の農地所有者は、例えば小作契約に於いても、非常に従来の考え方があるものですから色々あれですから今度は農地から農地以外になるという事になれば、また色々な事がありますからその辺は十分に検討を願って、それぞれの農業委員さん方が調査されたそれが、農業委員さんの方に極端にかからないように、中々あの期間の3ヶ月のうちに調査する訳ですから大変でございましたからよろしくお願いします。

議長 はい、外にご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第9号は決定いたします。それでは、その他の件をお願いします。(事務連絡) 皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からの意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思っておりますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れでございました。